

「個人情報保護法の改正に関する世論調査」の概要

内閣府政府広報室

- 1 調査目的 個人情報保護法の改正に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調査項目 (1) 個人情報保護法改正の認知度
(2) 個人情報の範囲
(3) 慎重な取り扱いが必要な個人情報の範囲
(4) 規制対象の名簿類の範囲
(5) 国・政府への要望
- 3 関係省庁 内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）
- 4 調査対象 (1) 母集団 全国 20 歳以上の日本国籍を有する者
(2) 標本数 3,000 人
(3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法
- 5 調査時期 平成 27 年 10 月 1 日～10 月 11 日
- 6 調査方法 調査員による個別面接聴取法
- 7 調査実施機関 一般社団法人 中央調査社
- 8 回収結果 (1) 有効回収数(率) 1,736 人 (57.9%)
(2) 調査不能数(率) 1,264 人 (42.1%)
－不能内訳－
転居 118 長期不在 85 一時不在 440
住所不明 25 拒否 516 被災 0
その他 80
(病気など)

9 性・年齢別回収結果

性・年齢		標本数	回収数	回収率	性・年齢		標本数	回収数	回収率
				%					%
男	20～29 歳	190	75	39.5	女	20～29 歳	160	78	48.8
	30～39 歳	227	104	45.8		30～39 歳	214	133	62.1
	40～49 歳	285	140	49.1		40～49 歳	249	146	58.6
	50～59 歳	241	133	55.2		50～59 歳	208	148	71.2
	60～69 歳	279	172	61.6		60～69 歳	298	199	66.8
性	70 歳以上	280	185	66.1	性	70 歳以上	369	223	60.4
計		1,502	809	53.9	計		1,498	927	61.9

10 本報告書で結果を引用した過去の世論調査は次のとおりである。

【個人情報保護法の改正に関する世論調査】	(標本数)	(有効回収数)
「個人情報保護に関する世論調査」		
平成 18 年 9 月調査	3,000 人	1,811 人
平成 15 年 9 月調査	3,000 人	2,126 人

※なお、平成 18 年度以降実施した調査から、調査実施主体が「内閣府」であることを提示した上で実施している。

調査結果の概要

1 個人情報保護法改正の認知度

(1) 個人情報保護法改正の認知度

個人情報保護法改正について、知っていたか聞いたところ、「内容まで知っていた」と答えた者の割合が26.0%、「内容は知らなかったが、改正することについては聞いたことがある」と答えた者の割合が39.8%、「知らなかった」と答えた者の割合が34.2%となっている。

都市規模別に見ると、「内容は知らなかったが、改正することについては聞いたことがある」と答えた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「内容まで知っていた」と答えた者の割合は男性で、「知らなかった」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「内容まで知っていた」と答えた者の割合は50歳代、60歳代で、「知らなかった」と答えた者の割合は70歳以上で、それぞれ高くなっている。 (図1, 表1)

図1 個人情報保護法改正の認知度

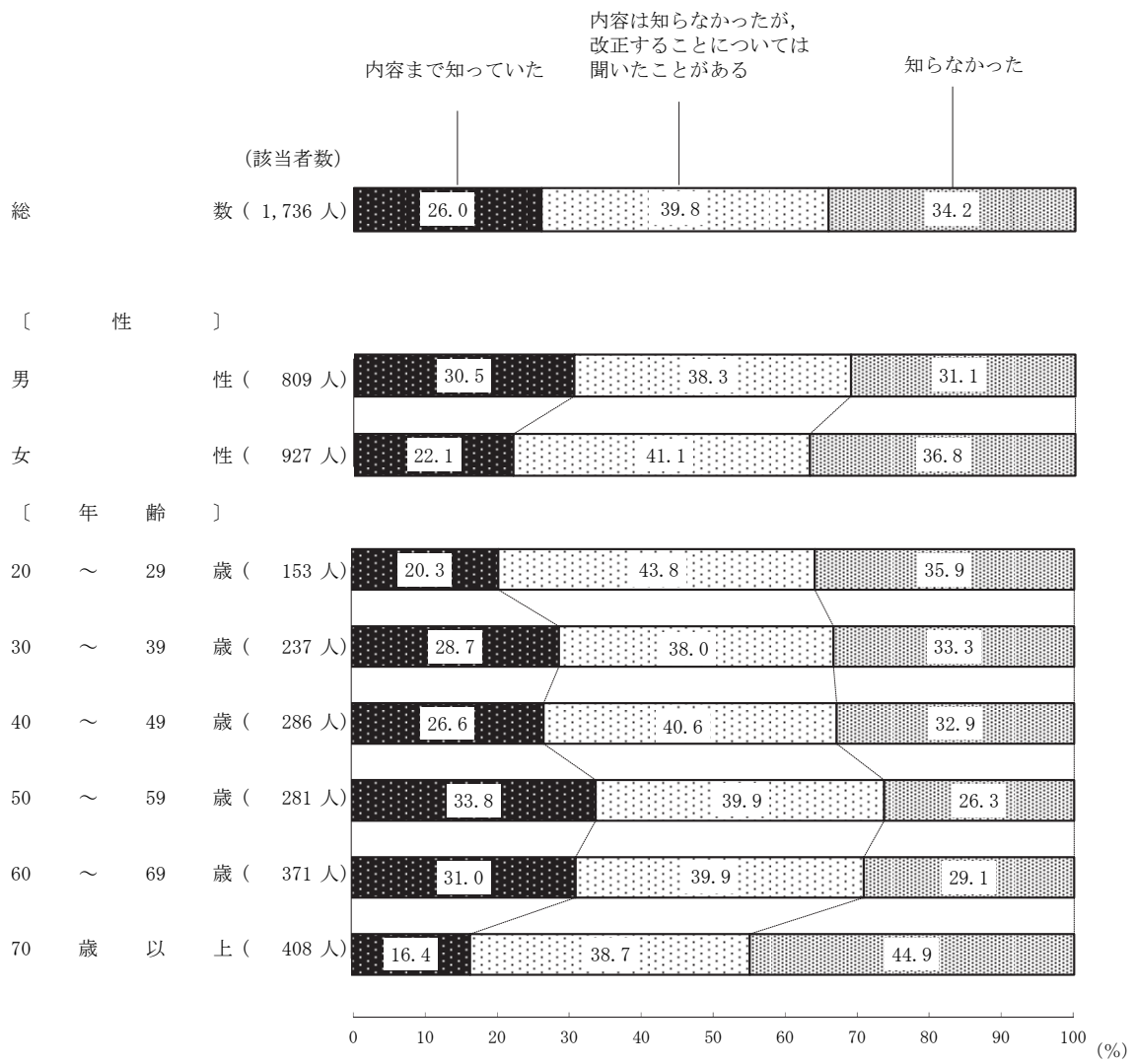


表1 個人情報保護法改正の認知度

	該 当 者 数	内 容 ま で 知 っ て い た	正 内 容 は 知 ら な か つ た が、 聞 い 改 正 の こ と が あ る に つ い て は	知 ら な か つ た
	人	%	%	%
総 〔都市規模〕 大 都 市 東 京 都 区 政 令 指 定 都 市 中 都 市 小 都 市 町 村 〔性〕 男 性 女 性 〔年 齢〕 20 ～ 29 歳 30 ～ 39 歳 40 ～ 49 歳 50 ～ 59 歳 60 ～ 69 歳 70 歳 以 上 〔従業上の地位〕 雇 用 者 自 営 業 主 家 族 従 業 者 無 職 主 婦 主 夫 そ の 他 の 無 職 〔職 業〕 管理・専門技術・事務職 管 理 職 専 門 ・ 技 術 職 事 務 職 販売・サービス・保安職 農 林 漁 業 職 生産・輸送・建設・労務職	1,736 426 96 330 736 407 167 809 927 153 237 286 281 371 408 852 133 40 711 354 12 345 422 58 164 200 279 45 279	26.0 28.9 21.9 30.9 23.8 26.5 27.5 30.5 22.1 20.3 28.7 26.6 33.8 31.0 16.4 29.2 33.1 25.0 21.0 20.9 25.0 20.9 35.8 43.1 31.1 37.5 27.2 35.6 21.5	39.8 37.6 35.4 38.2 42.5 37.8 38.3 38.3 41.1 43.8 38.0 40.6 39.9 39.9 38.7 39.1 41.4 30.0 40.9 42.9 33.3 39.1 35.3 29.3 42.7 31.0 39.1 40.0 44.4	34.2 33.6 42.7 30.9 33.7 35.6 34.1 31.1 36.8 35.9 33.3 32.9 26.3 29.1 44.9 31.7 25.6 45.0 38.1 36.2 41.7 40.0 28.9 27.6 26.2 31.5 33.7 24.4 34.1

〔参考1〕 個人情報保護法の周知度

	該 当 者 数	知 っ て い る	知 ら な い
	人	%	%
平成18年9月調査	1,811	79.9	20.1

(注) 平成18年9月調査では、「あなたは、平成17年4月に施行された個人情報保護法を知っていますか。」と聞いている。

〔参考2〕 法律制定の周知度

	該 当 者 数	知 っ て い る	知 ら な い
	人	%	%
平成15年9月調査	2,126	59.1	40.9

(注) 平成15年9月調査では、「今年5月に、個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が成立しました。あなたはこのことを知っていますか。」と聞いている。

2 個人情報の範囲

(1) 他者に提供したことがある情報

自身に関する情報について、親族や友人などあなたのことを良く知っている方以外の他者に提供したことがあるか聞いたところ、「氏名、住所、生年月日、性別が揃ったデータ」を挙げた者の割合が68.3%と最も高く、以下、「氏名」（58.9%）、「携帯電話番号（個人が契約するもの）」（56.4%）、「公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）」（36.8%）、「本人確認をして取得したメールアドレス（個人が契約する携帯電話、プロバイダが割り当てるもの）」（33.2%）、「クレジットカード番号」（30.4%）などの順となっている。なお、「特になし」と答えた者の割合が18.1%となっている。（複数回答、上位6項目）

都市規模別に見ると、「氏名、住所、生年月日、性別が揃ったデータ」、「公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）」、「本人確認をして取得したメールアドレス（個人が契約する携帯電話、プロバイダが割り当てるもの）」、「クレジットカード番号」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、「携帯電話番号（個人が契約するもの）」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「氏名、住所、生年月日、性別が揃ったデータ」を挙げた者の割合は20歳代から40歳代で、「氏名」、「携帯電話番号（個人が契約するもの）」、「本人確認をして取得したメールアドレス（個人が契約する携帯電話、プロバイダが割り当てるもの）」、「クレジットカード番号」を挙げた者の割合は20歳代から50歳代で、「公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）」を挙げた者の割合は30歳代から50歳代で、それぞれ高くなっている。 （図2，表2）

図2 他者に提供したことがある情報

(複数回答)

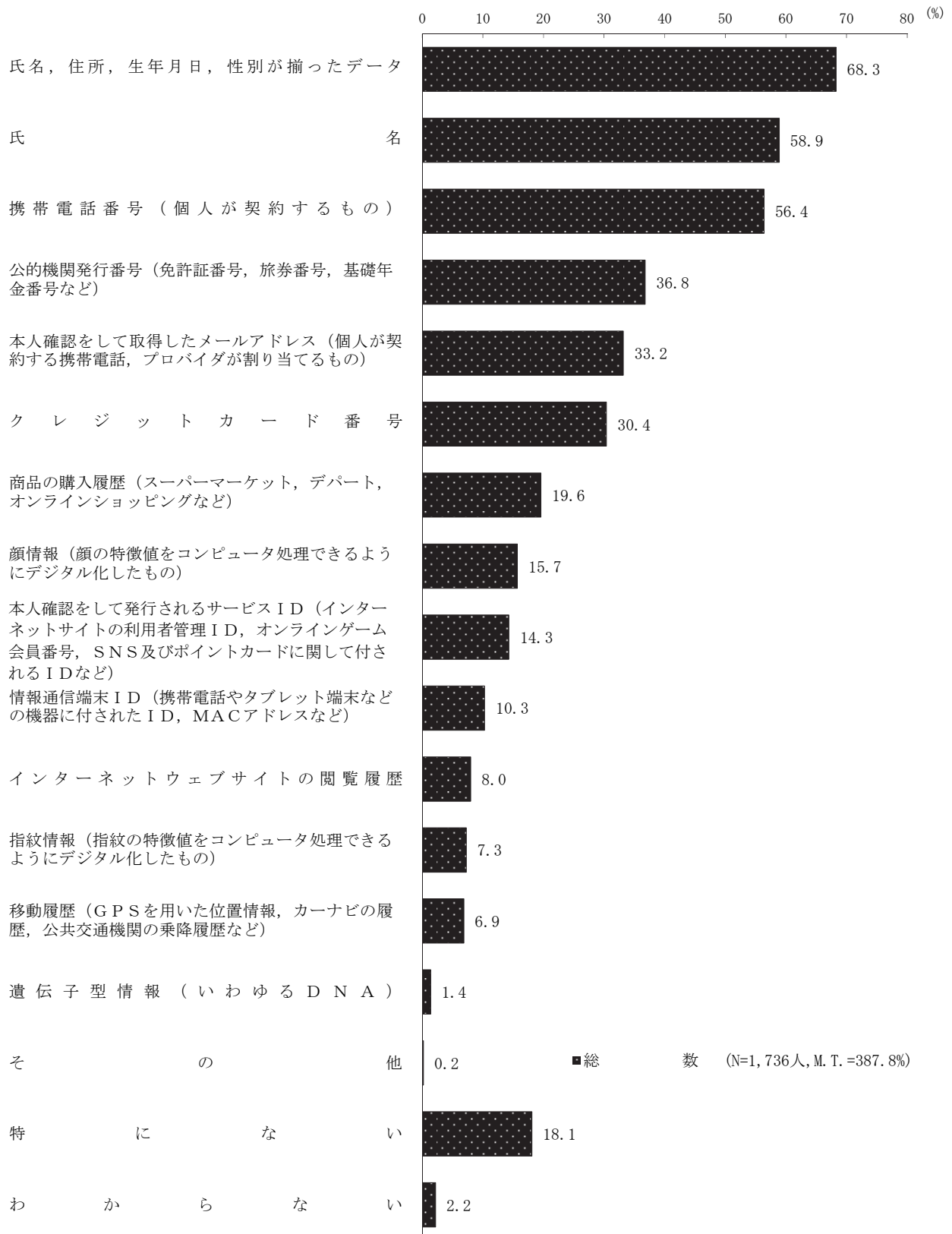


表2 他者に提供

	該 当 者 数	氏名、住所、生年月日、性別が揃ったデータ	氏名	携帯電話番号（個人が契約するもの）	公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）	本人確認をして取得したメールアドレス（個人が契約する携帯電話、プロバイダが割り当てるもの）	クレジットカード番号	商品の購入履歴（スーパーマーケット、コンビニ、オンラインショッピングなど）
	人	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,736	68.3	58.9	56.4	36.8	33.2	30.4	19.6
〔都市規模〕								
大都市	426	72.8	62.0	59.4	42.7	40.1	37.8	21.8
東京都	96	72.9	62.5	60.4	38.5	37.5	38.5	15.6
政令指定都市	330	72.7	61.8	59.1	43.9	40.9	37.6	23.6
中都市	736	64.7	57.7	54.1	34.1	31.4	28.3	19.0
小都市	407	69.5	58.0	54.5	34.2	29.5	28.3	18.4
町	167	70.1	58.1	63.5	39.5	32.3	25.7	19.8
〔性別〕								
男性	809	70.3	61.3	60.2	38.8	35.0	29.8	16.6
女性	927	66.6	56.7	53.1	35.0	31.6	30.9	22.3
〔年齢〕								
20～29歳	153	81.0	69.3	76.5	40.5	49.7	39.9	17.0
30～39歳	237	78.5	67.9	78.1	44.7	51.9	40.1	24.9
40～49歳	286	80.4	68.5	73.1	45.1	52.4	41.6	27.3
50～59歳	281	71.5	66.9	66.9	42.0	39.1	37.4	23.8
60～69歳	371	63.1	53.9	50.9	36.4	23.5	26.7	18.6
70歳以上	408	51.7	41.9	22.3	21.6	7.4	11.8	10.3
〔従業上の地位〕								
雇用者	852	76.9	67.0	70.1	43.3	43.4	37.6	22.8
自営業	133	60.2	55.6	54.1	39.8	30.8	25.6	12.8
家族従業者	40	62.5	57.5	60.0	27.5	37.5	32.5	17.5
無職	711	59.9	49.8	40.2	28.8	21.1	22.5	17.3
主婦	354	62.7	54.5	46.6	31.1	25.1	28.5	21.8
主夫	12	50.0	41.7	16.7	25.0	8.3	16.7	8.3
その他の無職	345	57.4	45.2	34.5	26.7	17.4	16.5	13.0
〔職業〕								
管理・専門技術・事務職	422	76.5	70.4	72.0	48.3	51.9	45.5	24.6
管理職	58	75.9	81.0	75.9	44.8	46.6	44.8	20.7
専門・技術職	164	76.8	70.7	75.0	49.4	58.5	47.0	26.2
事務職	200	76.5	67.0	68.5	48.5	48.0	44.5	24.5
販売・サービス・保安職	279	73.5	62.4	67.0	43.0	37.6	34.1	21.5
農林漁業職	45	64.4	60.0	44.4	28.9	28.9	11.1	4.4
生産・輸送・建設・労務職	279	72.8	60.9	65.2	34.4	31.9	26.9	18.6

したことがある情報

(複数回答)

顔情報（顔の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの）	D（オンラインゲームのアカウントに付されるIDなど）	D（オンラインゲームのアカウントに付されるID）	本人確認をして発行されるサービスID	情報端末ID（携帯電話やタブレット端末などの機器に付されたID、MACアドレスなど）	インターネットウェブサイトの閲覧履歴	指紋情報（指紋の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの）	移動履歴（GPSを用いた位置情報、カーナビの履歴、公共交通機関の乗降履歴など）	遺伝子型情報（いわゆるDNA）	その他	特にな	わか	計 (M. T.)
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15.7	14.3	10.3	8.0	7.3	6.9	1.4	0.2	18.1	2.2	387.8		
19.5	17.8	12.0	9.2	6.6	7.3	2.1	0.5	15.5	2.1	429.1		
17.7	15.6	11.5	10.4	4.2	7.3	3.1	1.0	14.6	2.1	413.5		
20.0	18.5	12.1	8.8	7.3	7.3	1.8	0.3	15.8	2.1	433.6		
12.4	14.4	11.1	7.9	7.5	7.3	1.0	0.1	21.5	1.8	374.2		
16.2	12.8	9.1	7.4	7.6	6.6	1.7	-	15.7	2.5	372.0		
19.2	9.0	5.4	7.2	7.2	4.2	0.6	-	16.2	3.6	381.4		
15.6	14.3	11.7	8.5	9.0	7.9	1.9	0.1	16.2	1.6	398.9		
15.7	14.3	9.1	7.6	5.7	5.9	1.0	0.2	19.8	2.7	378.2		
31.4	24.2	18.3	12.4	11.1	10.5	3.9	-	9.8	-	495.4		
23.2	21.1	18.6	14.8	8.0	10.1	1.7	-	9.7	-	493.2		
17.1	19.9	14.7	13.3	10.8	11.9	1.4	0.3	8.0	1.0	487.1		
18.9	18.9	11.0	8.2	6.8	8.2	1.1	0.4	15.3	-	436.3		
10.2	11.1	6.7	4.6	6.2	4.0	1.1	-	21.3	1.3	339.6		
7.1	2.7	2.2	1.7	4.2	1.7	0.7	0.2	32.4	7.4	227.2		
20.3	18.5	13.6	10.7	9.4	8.8	1.4	0.1	11.2	0.5	455.5		
9.8	15.0	9.8	6.8	8.3	6.0	3.8	-	25.6	-	363.9		
10.0	17.5	12.5	2.5	5.0	12.5	-	-	25.0	-	380.0		
11.5	9.0	6.3	5.3	4.6	4.4	1.0	0.3	24.8	4.8	311.7		
12.7	11.0	6.5	5.4	5.1	5.4	0.8	0.3	22.6	3.1	343.2		
-	8.3	-	-	-	-	-	-	33.3	8.3	216.7		
10.7	7.0	6.4	5.5	4.3	3.5	1.2	0.3	26.7	6.4	282.6		
26.1	23.2	16.6	12.3	10.0	11.1	1.9	0.2	11.1	0.2	502.1		
15.5	22.4	17.2	15.5	8.6	12.1	5.2	-	5.2	1.7	493.1		
27.4	22.6	17.7	13.4	11.0	11.6	1.2	-	11.0	-	519.5		
28.0	24.0	15.5	10.5	9.5	10.5	1.5	0.5	13.0	-	490.5		
14.0	16.5	9.3	7.9	7.5	5.7	1.8	-	12.9	1.1	415.8		
6.7	6.7	8.9	-	4.4	4.4	-	-	28.9	-	302.2		
13.6	13.6	12.2	9.7	10.0	8.2	1.4	-	15.4	-	395.0		

(2) 「その情報のみ」で「個人情報」に当たると思う情報

具体的にどのような情報が、「その情報のみ」で「個人情報」に当たると思うか聞いたところ、「氏名、住所、生年月日、性別のみが揃ったデータ」を挙げた者の割合が77.6%と最も高く、以下、「公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）のみ」（64.5%）などの順となっている。（複数回答、上位2項目）

都市規模別に見ると、「公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）のみ」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

年齢別に見ると、「氏名、住所、生年月日、性別のみが揃ったデータ」を挙げた者の割合は20歳代から40歳代で、「公的機関発行番号（免許証番号、旅券番号、基礎年金番号など）のみ」を挙げた者の割合は30歳代から50歳代で、それぞれ高くなっている。（図3、表3）

図3 「その情報のみ」で「個人情報」に当たると思う情報

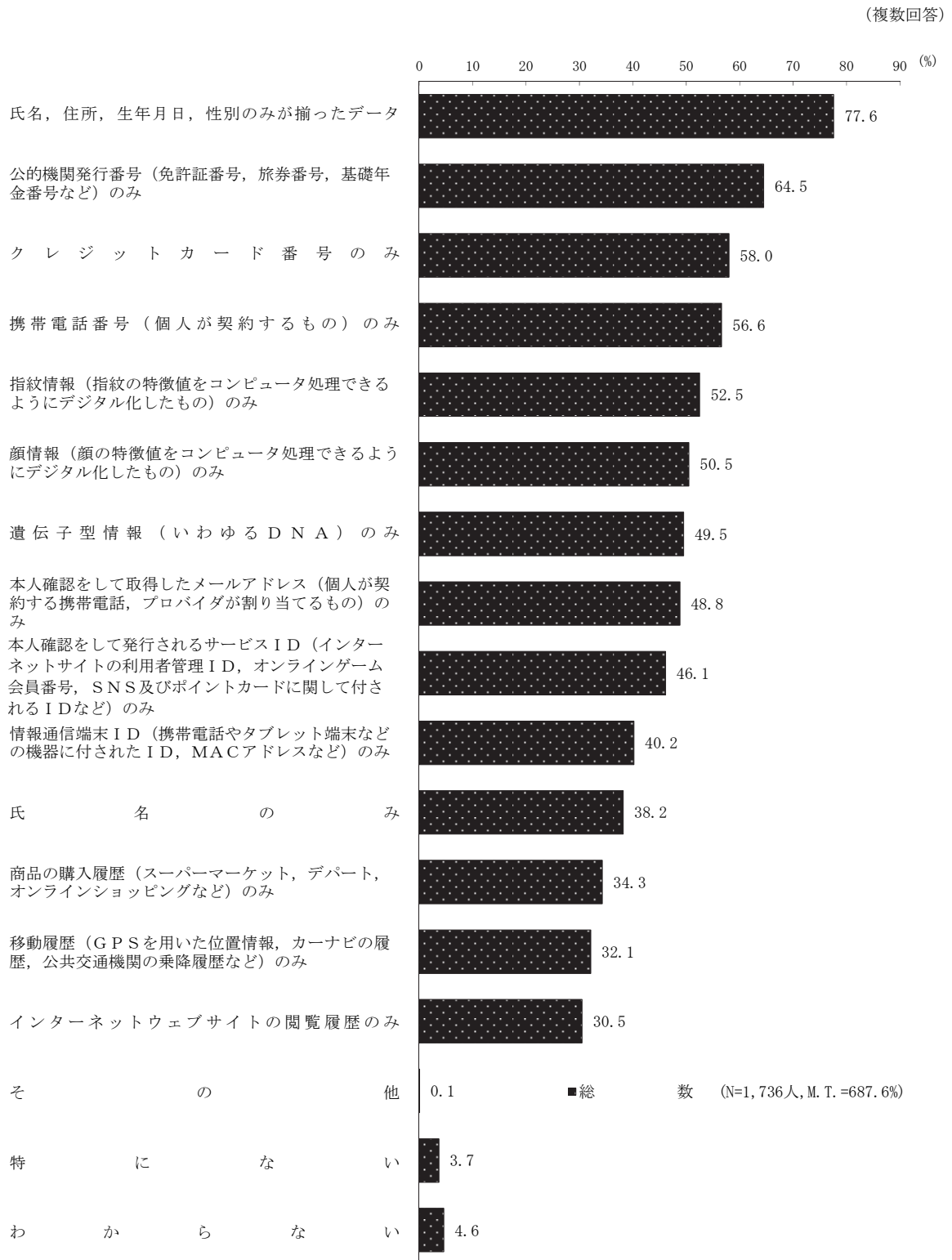


表3 「その情報のみ」で

	該 当 者 数	氏名、住所、 生年月日、 性別のみが 揃ったデータ	公的機関発行番号（免許証番号、 券番号、基礎年金番号など）のみ	クレジットカード番号のみ	携帯電話番号（個人が契約するもののみ）	指紋情報（指紋の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの）のみ	顔情報（顔の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの）のみ	遺伝子型情報（いわゆるDNA）のみ
	人	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,736	77.6	64.5	58.0	56.6	52.5	50.5	49.5
〔都市規模〕								
大都市	426	79.3	64.3	58.0	56.8	53.3	52.1	50.2
東京都	96	82.3	70.8	64.6	66.7	57.3	53.1	55.2
政令指定都市	330	78.5	62.4	56.1	53.9	52.1	51.8	48.8
中都市	736	78.0	67.3	61.1	60.1	53.7	51.5	50.8
小都市	407	75.7	61.2	54.3	51.8	49.9	47.4	47.7
町	167	76.0	61.1	53.3	52.1	51.5	49.1	46.1
〔性別〕								
男	809	76.8	65.1	56.4	53.6	51.9	48.2	48.6
女	927	78.3	64.0	59.4	59.1	53.0	52.4	50.3
〔年齢〕								
20～29歳	153	92.8	68.6	64.1	68.6	61.4	65.4	60.1
30～39歳	237	87.3	76.4	75.9	70.5	63.7	64.6	63.7
40～49歳	286	87.4	73.1	67.5	69.9	62.2	62.9	58.4
50～59歳	281	81.5	74.4	68.3	60.9	64.1	57.3	60.9
60～69歳	371	74.9	64.2	56.9	53.9	49.6	45.6	44.7
70歳以上	408	59.1	43.6	32.6	34.1	30.4	27.7	27.5
〔従業上の地位〕								
雇用者	852	84.6	72.3	66.9	64.0	58.9	57.9	56.7
自営業	133	66.9	58.6	50.4	52.6	48.9	41.4	49.6
家族従業者	40	90.0	77.5	57.5	62.5	47.5	47.5	42.5
無職	711	70.5	55.6	48.8	48.1	45.7	43.5	41.2
主婦	354	75.1	59.0	53.4	55.6	52.3	51.1	45.8
主夫	12	66.7	50.0	41.7	25.0	25.0	33.3	25.0
その他の無職	345	65.8	52.2	44.3	41.2	39.7	35.9	37.1
〔職業〕								
管理・専門技術・事務職	422	86.0	78.7	72.5	67.3	66.4	63.3	64.2
管理職	58	86.2	75.9	67.2	56.9	65.5	63.8	63.8
専門・技術職	164	85.4	82.3	78.7	76.8	72.0	68.3	69.5
事務職	200	86.5	76.5	69.0	62.5	62.0	59.0	60.0
販売・サービス・保安職	279	85.7	67.7	61.6	59.9	49.5	48.7	51.6
農林漁業職	45	73.3	62.2	44.4	51.1	53.3	46.7	46.7
生産・輸送・建設・労務職	279	75.6	63.1	58.1	59.5	51.6	51.3	46.6

「個人情報」に当たると思う情報

(複数回答)

本人確認をして取得したメールアドレス(個人が割り当てられるもの)のみ	本人確認をして発行されるサービスのID(インターネットサイトの利用番号、SNS及びポイントカードに	本人確認をして発行されるサービスのID、メールアドレスなどの機器に付されたID	情報通信端末ID(携帯電話やタブレット端末などの機器に付されたID、MACアドレスなど)のみ	氏名のみ	商品の購入履歴(スーパーマーケット、デパート、オンラインショップ、ブログなど)のみ	移動履歴(GPSを用いた位置情報、カーナビの履歴、公共交通機関の乗降履歴など)のみ	履歴のみ	インターネットウェブサイトの閲覧履歴のみ	その他	特にな	わか	計(M.T.)
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
48.8	46.1	40.2	38.2	34.3	32.1	30.5	0.1	3.7	4.6	687.6		
50.7	45.5	39.9	39.4	35.7	33.1	31.9	-	3.3	3.8	697.4		
57.3	47.9	39.6	38.5	39.6	32.3	29.2	-	2.1	4.2	740.6		
48.8	44.8	40.0	39.7	34.5	33.3	32.7	-	3.6	3.6	684.8		
51.4	49.6	42.0	40.9	37.0	33.2	32.3	-	3.8	4.9	717.4		
44.5	41.0	35.6	30.5	28.0	30.2	26.8	0.2	2.7	5.2	632.7		
43.1	44.3	44.3	41.9	34.7	29.9	27.5	-	6.6	3.6	665.3		
46.0	45.0	38.9	37.1	32.1	29.3	27.4	0.1	4.1	3.1	663.8		
51.2	47.0	41.3	39.2	36.2	34.6	33.1	-	3.3	5.8	708.4		
57.5	53.6	43.8	52.9	40.5	37.9	32.0	-	-	2.0	801.3		
62.9	62.9	54.0	43.5	41.4	40.5	39.2	-	-	-	846.4		
63.3	60.1	52.8	43.4	42.0	40.2	37.4	-	1.0	0.7	822.4		
60.5	61.2	55.2	43.1	43.4	47.0	42.3	-	2.8	1.4	824.2		
45.6	39.6	34.5	35.6	31.8	27.8	28.0	-	3.2	2.4	638.3		
22.1	19.1	16.9	25.0	18.6	13.2	14.0	0.2	10.0	15.0	409.1		
57.0	54.7	46.9	43.8	39.8	38.0	35.9	-	1.2	1.5	780.2		
42.1	39.1	36.1	29.3	33.1	25.6	24.8	0.8	8.3	1.5	609.0		
45.0	47.5	40.0	35.0	32.5	30.0	27.5	-	5.0	2.5	690.0		
40.4	37.0	32.9	33.3	28.1	26.4	25.2	-	5.8	8.9	591.3		
46.0	42.1	38.4	38.4	30.5	31.1	29.4	-	3.4	7.3	659.0		
25.0	33.3	33.3	16.7	33.3	16.7	16.7	-	8.3	-	450.0		
35.1	31.9	27.2	28.7	25.5	22.0	21.2	-	8.1	10.7	526.7		
64.2	63.7	54.7	46.2	45.3	42.7	38.9	-	0.7	0.9	855.7		
56.9	56.9	51.7	39.7	37.9	32.8	31.0	-	-	1.7	787.9		
69.5	75.0	61.0	50.0	50.6	48.8	43.3	-	1.2	-	932.3		
62.0	56.5	50.5	45.0	43.0	40.5	37.5	-	0.5	1.5	812.5		
53.0	49.8	40.9	40.1	35.8	35.1	31.9	-	1.4	2.2	715.1		
35.6	35.6	31.1	31.1	26.7	24.4	22.2	-	6.7	2.2	593.3		
44.8	40.5	37.6	37.6	33.3	29.0	31.2	0.4	4.7	1.8	666.7		

3 慎重な取り扱いが必要な個人情報の範囲

(1) 慎重な取り扱いが必要な個人情報の範囲

具体的にどのような情報が「要配慮個人情報」に含まれるべきだと思うか聞いたところ、「収入記録（年間収入額），信用情報（クレジットカード発行時やローンを組む時に企業が判断材料とする個人情報）」を挙げた者の割合が64.2%と最も高く，以下，「病歴（病気になった事実）」（55.9%），「犯罪の経歴（いわゆる前科）」（55.2%），「犯罪被害にあった事実」（48.4%），「医療に関する情報（血液検査の結果，投薬歴など医療機関で得られる情報）」（47.6%），「遺伝に関する情報（例えば，顔かたちが似ている，ある病気にかかりやすいなど，生物学的な特徴が親から子どもに伝わるといった情報）」（45.4%）などの順となっている。（複数回答，上位6項目）

都市規模別に見ると，「病歴（病気になった事実）」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると，「病歴（病気になった事実）」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると，「収入記録（年間収入額），信用情報（クレジットカード発行時やローンを組む時に企業が判断材料とする個人情報）」，「病歴（病気になった事実）」，「医療に関する情報（血液検査の結果，投薬歴など医療機関で得られる情報）」を挙げた者の割合は40歳代，50歳代で，「犯罪の経歴（いわゆる前科）」，「犯罪被害にあった事実」，「遺伝に関する情報（例えば，顔かたちが似ている，ある病気にかかりやすいなど，生物学的な特徴が親から子どもに伝わるといった情報）」を挙げた者の割合は30歳代から50歳代で，それぞれ高くなっている。（図4，表4）

図4 慎重な取り扱いが必要な個人情報の範囲

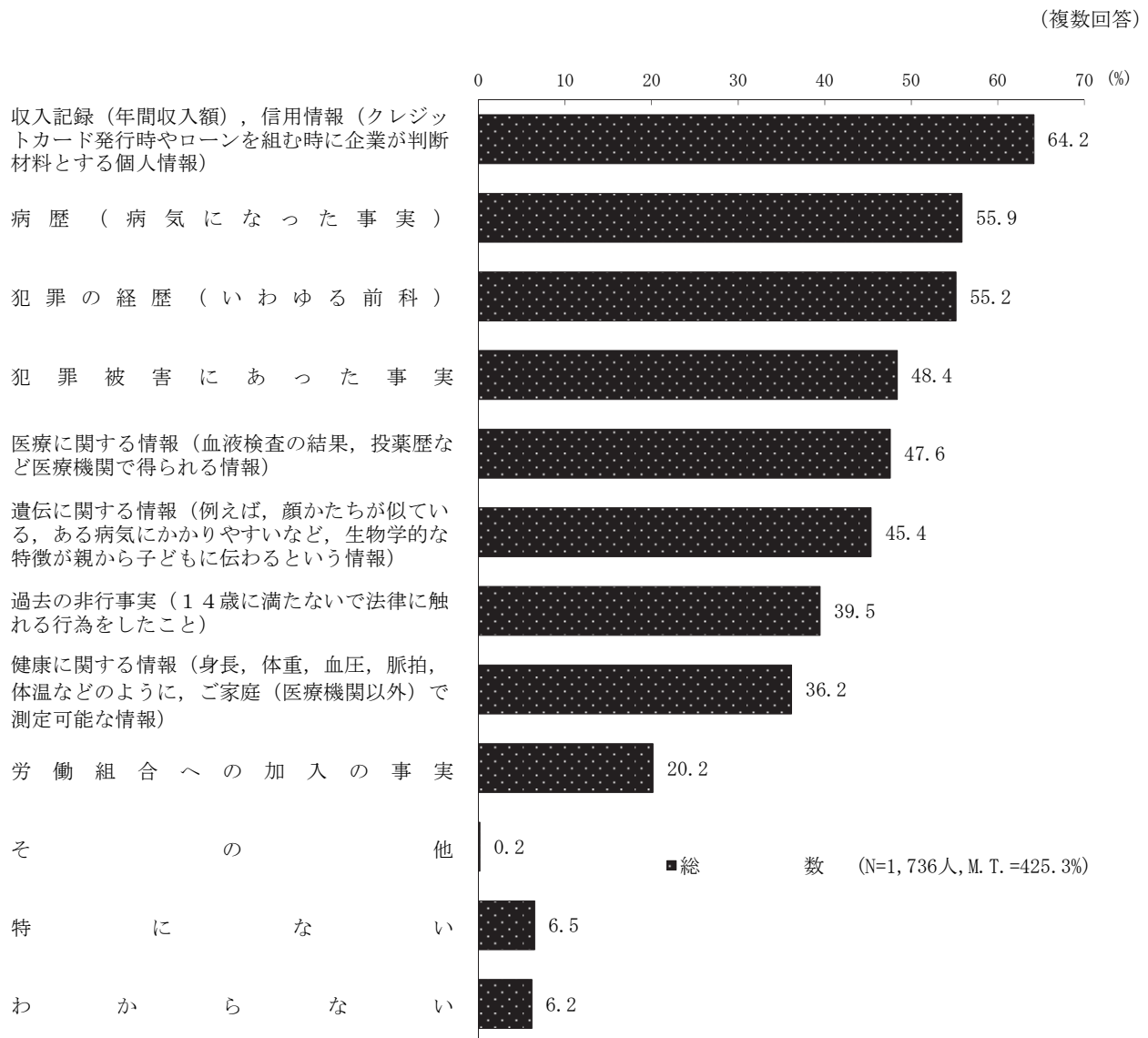


表4 慎重な取り扱いが

	該 当 者 数	人 %	病 歴 （病 気 に な っ た 事 実 ） %	犯 罪 の 経 歴 （い わ ゆる 前 科 ） %	犯 罪 被 害 に あ っ た 事 実 %	果 、 医 療 に 関 す る 情 報 （ 血 液 検 査 の 結 果 、 投 薬 歴 な ど 医 療 機 関 で 得 ら れ る 情 報 ） %
総 〔都 市 規 模〕	1,736	64.2	55.9	55.2	48.4	47.6
大 都 市	426	62.2	54.7	56.1	51.2	47.4
東 京 都 区	96	69.8	63.5	64.6	50.0	46.9
政 令 指 定 都 市	330	60.0	52.1	53.6	51.5	47.6
中 都 市	736	63.0	58.8	56.1	47.8	50.0
小 都 市	407	67.3	53.8	54.3	46.9	45.7
町 村	167	66.5	50.9	50.9	47.9	41.9
〔性 別〕						
男 性	809	64.8	58.7	55.6	47.7	48.8
女 性	927	63.6	53.4	54.8	49.1	46.5
〔年 齢〕						
20～29歳	153	63.4	51.0	54.9	52.3	45.1
30～39歳	237	69.2	54.9	62.0	59.9	51.5
40～49歳	286	74.5	62.6	64.0	58.7	56.3
50～59歳	281	72.2	69.4	64.1	59.4	59.8
60～69歳	371	65.8	58.8	57.4	45.6	47.4
70歳以上	408	47.3	41.7	37.0	28.2	31.9
〔従 業 上 の 地 位〕						
雇 用 者	852	71.5	60.4	60.4	54.1	54.3
自 営 業 主	133	60.2	48.1	59.4	42.9	39.8
家 族 従 業 者	40	60.0	47.5	55.0	45.0	30.0
無 職	711	56.4	52.3	48.1	42.9	41.9
主 婦	354	62.1	54.8	50.6	47.2	45.8
主 夫	12	25.0	58.3	25.0	16.7	16.7
そ の 他 の 無 職	345	51.6	49.6	46.4	39.4	38.8
〔職 業〕						
管 理 ・ 専 門 技 術 ・ 事 務 職	422	78.9	68.2	61.4	59.7	60.9
管 理 職	58	74.1	75.9	60.3	60.3	60.3
専 門 ・ 技 術 職	164	79.3	68.9	64.0	63.4	62.8
事 務 職	200	80.0	65.5	59.5	56.5	59.5
販 売 ・ サ ー ビ ス ・ 保 安 職	279	65.6	53.4	61.3	50.9	48.7
農 林 漁 業 職	45	64.4	44.4	53.3	40.0	35.6
生 産 ・ 輸 送 ・ 建 設 ・ 労 務 職	279	60.2	50.5	58.1	44.4	42.7

必要な個人情報の範囲

(複数回答)

子どもにも似て、伝わる生物学的な特徴が親から	遺伝に関する情報(例えば、顔かた)	過去の非行事実(14歳に満たない)	健康に関する情報(身長、体重、血圧、脈拍、体温など)に、ご家庭(医療機関以外)で測定可能な情報	労働組合への加入の事実	その他	特にな	わか	計(M. T.)
%	%	%	%	%	%	%	%	%
45.4	39.5	36.2	20.2	0.2	6.5	6.2	425.3	
47.9	41.5	36.4	20.4	-	4.5	8.2	430.5	
47.9	47.9	41.7	25.0	-	3.1	5.2	465.6	
47.9	39.7	34.8	19.1	-	4.8	9.1	420.3	
45.9	38.6	38.0	20.1	0.3	7.2	5.2	431.1	
43.7	40.3	36.1	22.6	0.2	6.9	6.4	424.3	
40.7	35.9	27.5	13.8	0.6	7.2	4.8	388.6	
46.1	39.1	38.3	21.0	0.5	7.3	3.7	431.6	
44.8	39.8	34.3	19.4	-	5.7	8.3	419.7	
45.1	34.0	36.6	12.4	-	5.2	1.3	401.3	
54.0	46.8	41.8	25.3	0.4	2.5	1.3	469.6	
54.5	49.3	43.0	23.4	-	3.1	0.7	490.2	
59.1	49.1	48.0	26.7	-	3.9	2.1	513.9	
43.7	38.0	32.9	22.1	0.5	7.3	3.8	423.2	
26.2	25.0	22.8	11.5	0.2	12.5	19.6	303.9	
51.2	44.1	40.8	22.5	0.1	4.2	1.3	465.1	
42.9	41.4	28.6	26.3	-	12.0	3.0	404.5	
37.5	30.0	20.0	12.5	-	10.0	5.0	352.5	
39.4	34.0	32.9	16.6	0.4	7.9	12.7	385.5	
44.4	37.0	38.1	18.1	-	4.8	11.6	414.4	
33.3	8.3	25.0	8.3	-	25.0	-	241.7	
34.5	31.9	27.8	15.4	0.9	10.4	14.2	360.9	
59.7	46.7	44.3	27.3	-	2.4	0.9	510.4	
55.2	46.6	44.8	29.3	-	3.4	-	510.3	
62.2	51.2	41.5	27.4	-	3.0	1.2	525.0	
59.0	43.0	46.5	26.5	-	1.5	1.0	498.5	
47.7	43.4	38.0	21.5	-	6.1	2.9	439.4	
37.8	37.8	22.2	24.4	-	15.6	2.2	377.8	
38.0	38.7	32.6	16.5	0.4	7.9	1.4	391.4	

4 規制対象の名簿類の範囲

(1) 規制対象の名簿類の範囲

個人情報保護法の規制対象から除外してもよい名簿類としてどのようなものが該当すると思うか聞いたところ、「市販されている電話帳」を挙げた者の割合が55.5%、「市販されている住宅地図」を挙げた者の割合が50.8%と高く、以下、「市販されている職員録や企業役員名簿（その他職業に関連した市販の名簿を含む）」（27.8%）などの順となっている。なお、「特にない」と答えた者の割合が17.9%となっている。（複数回答，上位3項目）

性別に見ると、「市販されている住宅地図」，「市販されている職員録や企業役員名簿（その他職業に関連した市販の名簿を含む）」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「市販されている電話帳」，「市販されている職員録や企業役員名簿（その他職業に関連した市販の名簿を含む）」を挙げた者の割合は30歳代，50歳代で，「市販されている住宅地図」を挙げた者の割合は30歳代，40歳代で，それぞれ高くなっている。

（図5，表5）

図5 規制対象の名簿類の範囲

(複数回答)

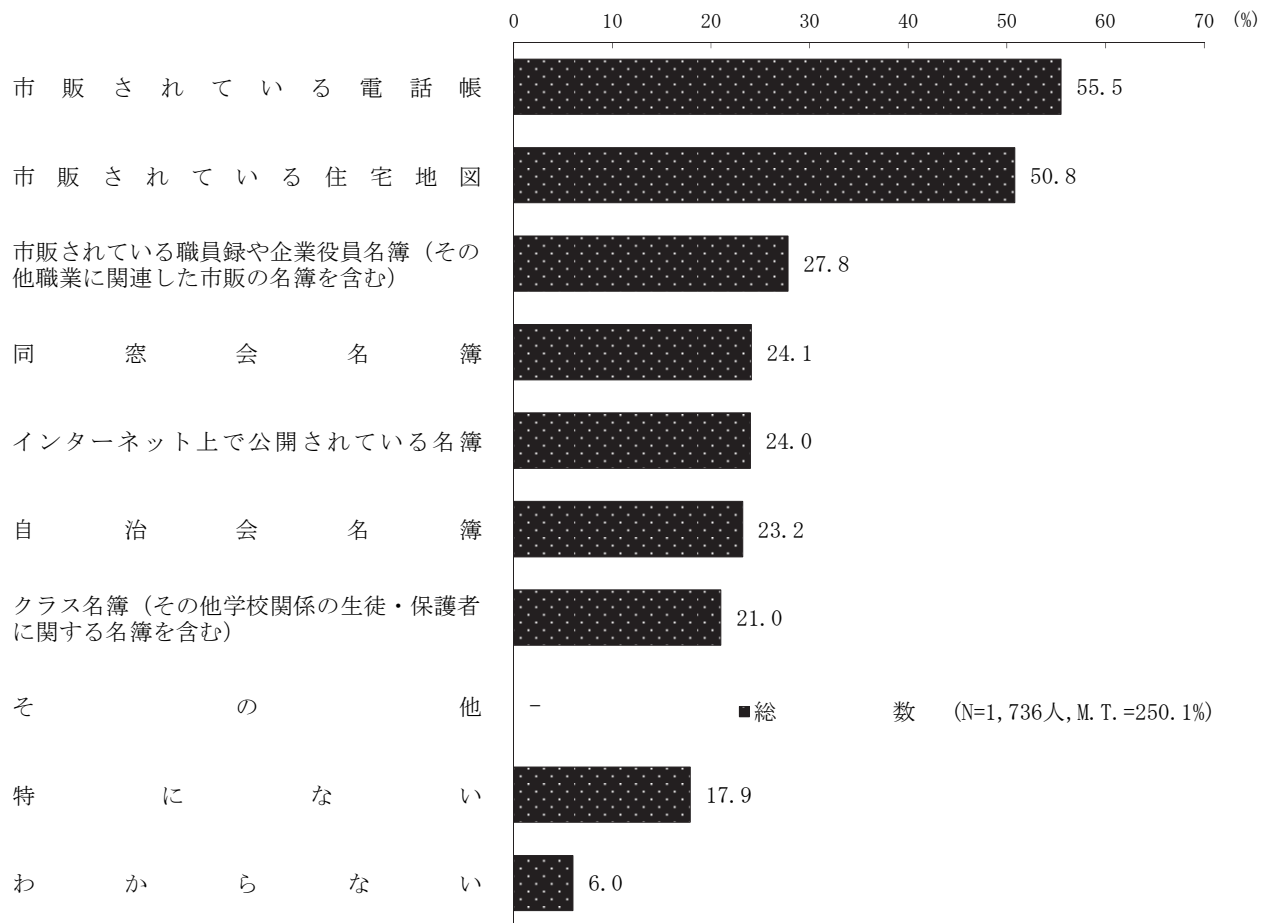


表5 規制対象の名簿類の範囲

(複数回答)

	該 当 者 数	市 販 さ れ て い る 電 話 帳	市 販 さ れ て い る 住 宅 地 図	市 販 さ れ て い る 職 員 録 や 企 業 役 員 の 名 簿 (<small>その他職業に関連した市販の名簿を含む</small>)	同 窓 会 名 簿	イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で 公 開 さ れ て い る 名 簿	自 治 会 名 簿	徒 ・ ク ラ ス 名 簿 (<small>その他学校関係の生徒・保護者に関する名簿を含む</small>)	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	計 (<small>M.T.</small>)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,736	55.5	50.8	27.8	24.1	24.0	23.2	21.0	-	17.9	6.0	250.1
〔都市規模〕												
大都市	426	56.3	53.8	31.5	23.5	27.2	22.1	23.2	-	16.2	5.6	259.4
東京都区部	96	60.4	66.7	36.5	20.8	27.1	21.9	15.6	-	13.5	6.3	268.8
政令指定都市	330	55.2	50.0	30.0	24.2	27.3	22.1	25.5	-	17.0	5.5	256.7
中都市	736	53.4	48.1	26.4	25.0	22.6	23.6	21.2	-	20.5	5.6	246.3
小都市	407	58.5	52.8	27.8	26.0	21.6	26.0	20.4	-	14.5	6.6	254.3
町	167	55.1	50.3	24.6	16.8	27.5	16.8	15.6	-	18.6	7.2	232.3
〔性〕												
男性	809	56.9	53.8	30.9	25.6	26.8	24.6	20.1	-	18.2	4.2	261.1
女性	927	54.3	48.2	25.0	22.8	21.5	21.9	21.7	-	17.6	7.6	240.5
〔年齢〕												
20～29歳	153	45.8	43.8	28.1	26.8	31.4	20.3	23.5	-	21.6	0.7	241.8
30～39歳	237	66.7	59.1	33.8	17.7	30.0	19.4	21.1	-	14.8	2.5	265.0
40～49歳	286	54.5	56.6	30.1	21.0	28.7	20.6	19.9	-	19.9	-	251.4
50～59歳	281	61.6	55.2	33.5	25.3	25.6	24.9	22.8	-	18.9	2.5	270.1
60～69歳	371	56.6	54.4	25.9	28.0	21.3	27.5	22.9	-	16.7	3.5	256.9
70歳以上	408	48.0	38.2	20.3	24.5	15.7	23.0	17.6	-	17.2	18.9	223.5
〔従業上の地位〕												
雇用者	852	58.5	55.3	31.2	23.6	26.9	23.0	21.0	-	18.4	1.9	259.7
自営業主	133	57.1	58.6	33.1	30.8	27.1	25.6	27.1	-	15.0	0.8	275.2
家族従業者	40	60.0	55.0	27.5	20.0	27.5	27.5	20.0	-	17.5	2.5	257.5
無職	711	51.3	43.7	22.6	23.6	19.7	22.6	19.8	-	17.7	12.1	233.3
主婦	354	55.9	45.2	20.1	22.3	19.2	21.2	20.6	-	16.7	9.3	230.5
主夫	12	66.7	58.3	16.7	41.7	25.0	33.3	25.0	-	16.7	-	283.3
その他の無職	345	46.1	41.7	25.5	24.3	20.0	23.8	18.8	-	18.8	15.4	234.5
〔職業〕												
管理・専門技術・事務職	422	62.3	61.8	37.0	23.5	31.0	22.5	20.9	-	14.5	1.2	274.6
管理職	58	67.2	72.4	41.4	24.1	34.5	24.1	12.1	-	12.1	1.7	289.7
専門・技術職	164	60.4	58.5	37.8	29.3	31.1	26.8	24.4	-	17.1	-	285.4
事務職	200	62.5	61.5	35.0	18.5	30.0	18.5	20.5	-	13.0	2.0	261.5
販売・サービス・保安職	279	58.4	54.5	32.6	26.2	24.0	25.4	24.7	-	19.0	1.4	266.3
農林漁業職	45	51.1	51.1	22.2	22.2	26.7	24.4	24.4	-	22.2	4.4	248.9
生産・輸送・建設・労務職	279	53.4	48.4	22.9	24.4	23.7	22.9	19.7	-	21.5	2.5	239.4

5 国・政府への要望

(1) 国・政府への要望

個人情報の保護と適正な利活用に関して、国・政府が今後どのようなことに力を入れてほしいと思うか聞いたところ、「個人情報に関する相談窓口や苦情処理体制を充実する」を挙げた者の割合が54.4%、「民間事業者が適正に個人情報を取り扱うように法令順守に関する指導を強化する」を挙げた者の割合が51.8%、「個人情報の利活用の範囲やその運用についての透明性を確保する」を挙げた者の割合が51.0%と高く、以下、「民間事業者を監督する個人情報保護委員会の体制を強化する」（40.8%）、「国民や民間事業者が制度への理解を深めるための広報活動を充実する」（39.9%）などの順となっている。（複数回答，上位5項目）

性別に見ると、「民間事業者が適正に個人情報を取り扱うように法令順守に関する指導を強化する」，「国民や民間事業者が制度への理解を深めるための広報活動を充実する」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「個人情報に関する相談窓口や苦情処理体制を充実する」，「民間事業者を監督する個人情報保護委員会の体制を強化する」を挙げた者の割合は30歳代，40歳代で、「民間事業者が適正に個人情報を取り扱うように法令順守に関する指導を強化する」，「個人情報の利活用の範囲やその運用についての透明性を確保する」を挙げた者の割合は30歳代から50歳代で、「国民や民間事業者が制度への理解を深めるための広報活動を充実する」を挙げた者の割合は40歳代，50歳代で，それぞれ高くなっている。（図6，表6）

図6 国・政府への要望

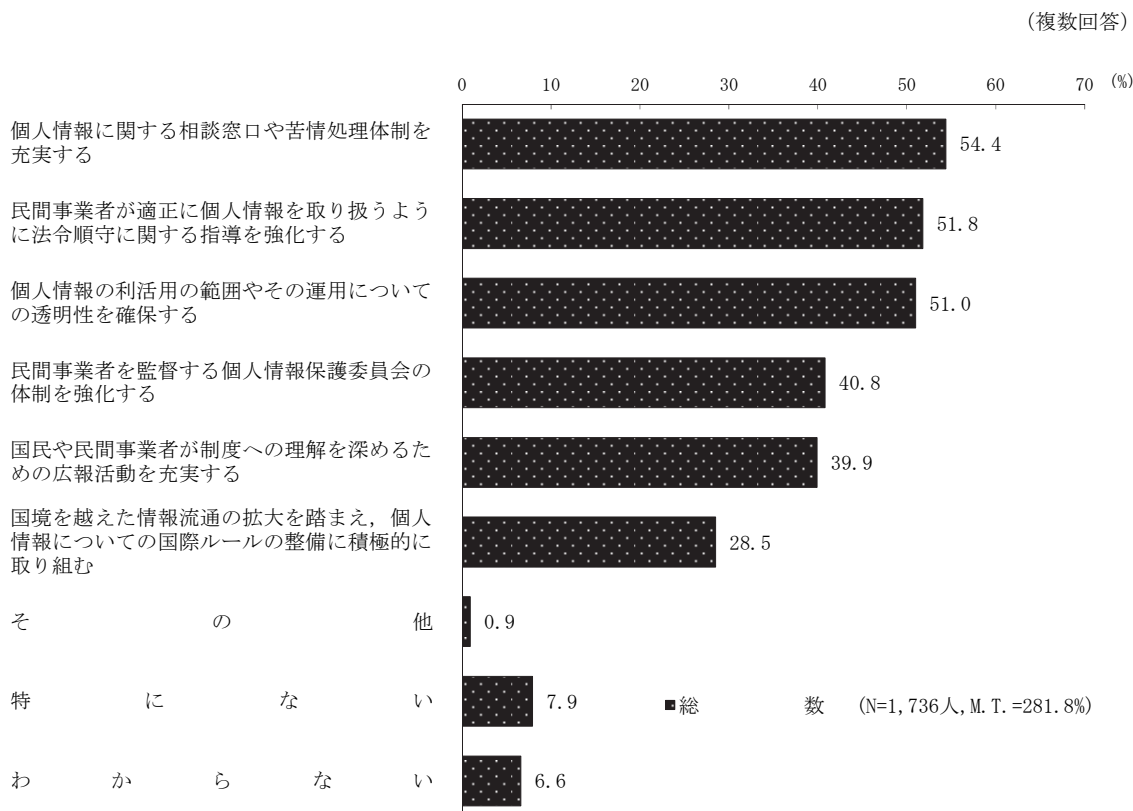


表6 国・政府への

	該 当 者 数	や個人 苦情 情報 処理 に 関 する 体 制 を 充 実 す る 口	守報民 にを問 関取事 する業 指業者 導が をう適 強よ 化に正 す令個 順人情	をそ個人 確の人情 保運用報 するにつ 利活用 のの透 明困 性や	化情民 す報問 る保事 業護業 委員を 会の監 督する を個強	活の国 動理民 を解や 充を民 実を深 すめる る事業 た者 めの制 度広度 報へ
	人	%	%	%	%	%
総数	1,736	54.4	51.8	51.0	40.8	39.9
〔都市規模〕						
大都市	426	54.5	54.9	52.1	40.6	40.8
東京都	96	57.3	62.5	56.3	45.8	41.7
政令指定都市	330	53.6	52.7	50.9	39.1	40.6
中都市	736	56.7	52.6	51.5	42.7	40.1
小都市	407	50.4	47.2	49.1	37.6	40.5
町	167	53.9	51.5	50.9	41.3	34.7
〔性〕						
男性	809	53.9	54.9	52.7	42.8	44.4
女性	927	54.8	49.1	49.6	39.2	35.9
〔年齢〕						
20～29歳	153	51.0	56.9	55.6	41.8	38.6
30～39歳	237	62.4	65.8	60.8	48.5	38.4
40～49歳	286	62.9	60.8	60.8	56.6	46.2
50～59歳	281	58.7	65.1	61.9	45.6	45.6
60～69歳	371	56.1	48.0	46.4	37.7	42.9
70歳以上	408	40.4	29.7	33.6	24.5	30.1
〔従業上の地位〕						
雇用者	852	57.6	61.0	56.2	45.9	42.5
自営業	133	57.9	52.6	51.9	40.6	45.1
家族従業者	40	70.0	57.5	52.5	42.5	37.5
無職	711	48.9	40.2	44.6	34.7	35.9
主婦	354	56.8	46.3	47.7	39.0	38.1
主夫	12	33.3	16.7	41.7	33.3	41.7
その他の無職	345	41.4	34.8	41.4	30.4	33.3
〔職業〕						
管理・専門技術・事務職	422	58.8	68.2	63.3	51.2	47.6
管理職	58	55.2	60.3	55.2	36.2	50.0
専門・技術職	164	69.5	72.6	67.1	60.4	53.7
事務職	200	51.0	67.0	62.5	48.0	42.0
販売・サービス・保安職	279	58.4	61.3	55.6	44.1	38.7
農林漁業職	45	48.9	53.3	51.1	31.1	35.6
生産・輸送・建設・労務職	279	58.4	46.6	44.4	39.1	40.1

要望

(複数回答)

積極的に取り組む	大々たる取組	国境を越え、個人情報流通の整備につ	その他	特にな	わ	計 (M. T.)
%	%	%	%	%	%	%
28.5	0.9	7.9	6.6	281.8		
28.6	0.9	7.0	7.7	287.3		
33.3	1.0	3.1	5.2	306.3		
27.3	0.9	8.2	8.5	281.8		
29.1	0.3	8.7	6.3	287.8		
29.0	2.0	6.6	6.1	268.6		
24.0	0.6	10.2	6.6	273.7		
30.9	1.1	8.7	3.3	292.6		
26.3	0.6	7.3	9.5	272.4		
28.8	-	2.0	2.0	276.5		
31.2	0.4	3.4	1.3	312.2		
35.3	0.3	5.6	0.7	329.4		
40.6	0.7	3.2	2.8	324.2		
25.6	1.6	9.4	4.0	271.7		
16.2	1.2	16.4	20.6	212.7		
31.3	0.2	5.9	2.2	302.9		
33.1	2.3	9.0	0.8	293.2		
27.5	-	2.5	2.5	292.5		
24.2	1.4	10.5	13.2	253.7		
24.9	0.6	7.6	11.9	272.9		
16.7	-	16.7	8.3	208.3		
23.8	2.3	13.3	14.8	235.7		
38.6	0.5	4.0	0.9	333.2		
29.3	-	10.3	-	296.6		
43.9	1.2	-	0.6	368.9		
37.0	-	5.5	1.5	314.5		
28.3	0.4	6.5	3.2	296.4		
20.0	-	8.9	-	248.9		
25.4	0.7	8.6	2.9	266.3		

個人情報保護法の改正に関する世論調査

平成27年10月

調査時期：平成27年10月1日から平成27年10月11日
調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人
有効回収数(率)：1,736人(57.9%)

話は変わりますが、次に時事問題として、「個人情報保護法の改正」に関してお聞きします。

【資料1】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

【資料1】

個人情報保護法は、「個人情報」の取扱いを規律し、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

個人情報保護法は、2005年4月に全面施行されました。その後10年が経過し、インターネットやスマートフォンなど情報通信技術が飛躍的に進展したことを受け、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータ（個人の行動や状態などに関するデータ）の適正かつ効果的な活用を推進することにより、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現を図ることを目的とした個人情報保護法改正法案が本年9月に可決されました。

1. 個人情報保護法改正の認知度

Q1【回答票1】あなたは、個人情報保護法改正について、知っていましたか。

この中から1つだけお答えください。

- (26.0) (ア) 内容まで知っていた
- (39.8) (イ) 内容は知らなかったが、改正することについては聞いたことがある
- (34.2) (ウ) 知らなかった

2. 個人情報の範囲

【資料2】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

【資料2】

個人情報保護法は、生存する個人に関する情報のうち、「特定の個人を識別することができるもの」を「個人情報」として保護対象としています。例えば、正面から明瞭に映った顔写真は、誰が見ても「この写真の人物が世の中に存在する」という認識を持ち得ることから、「特定の個人を識別することができるもの」、すなわち「個人情報」であるとされています。

このように、本法で保護される「個人情報」とは、その情報に氏名が含まれるものや氏名が判別できるものに限らず、通常であれば、実在する具体的な人物のものであると認識できたり、その時点における情報の使われ方や情報処理技術などを前提とすれば、不特定多数の人がその人物を特定してアプローチ（例えば商品・サービスの紹介や勧誘）できたりするものと考えられています。

どのような情報が「個人情報」に当たるかについては、近年、情報の使われ方や情報処理技術などが高度化・多様化していく中で（※）、様々な意見が聞かれるところです。

※ 例えば、遺伝情報や指紋は、捜査機関のみならず民間事業者でも利用されることが一般化し、解析結果がコンピュータ処理できるようデジタル化されて蓄積され、個人認証などに利用されることも増えてきました。また、携帯電話番号やメールアドレスは、多くの事業者によって氏名などその他の情報と共に取得、連絡手段として利用されるだけでなく、サービス提供のためのIDとして利用される場合も増えてきました。

Q2【回答票2】あなたは、あなたに関するこのような情報について、親族や友人などあなたのことを良く知っている方以外の他者に提供したことがありますか。例としてお示ししたこの中から、提供したことがあると思うものをいくつでもあげてください。なお、「他者」には事業者や公共機関などの法人も含まれるとお考えください。（M.A.）

- (68.3) (ア) 氏名, 住所, 生年月日, 性別が揃ったデータ
- (58.9) (イ) 氏名
- (15.7) (ウ) 顔情報 (顔の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの)
- (7.3) (エ) 指紋情報 (指紋の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの)
- (1.4) (オ) 遺伝子型情報 (いわゆるDNA)
- (36.8) (カ) 公的機関発行番号 (免許証番号, 旅券番号, 基礎年金番号など)
- (33.2) (キ) 本人確認をして取得したメールアドレス (個人が契約する携帯電話, プロバイダが割り当てるもの)
- (56.4) (ク) 携帯電話番号 (個人が契約するもの)
- (30.4) (ケ) クレジットカード番号
- (14.3) (コ) 本人確認をして発行されるサービスID (インターネットサイトの利用者管理ID, オンラインゲーム会員番号, SNS及びポイントカードに関して付されるIDなど)
- (10.3) (サ) 情報通信端末ID (携帯電話やタブレット端末などの機器に付されたID, MACアドレスなど)
- (6.9) (シ) 移動履歴 (GPSを用いた位置情報, カーナビの履歴, 公共交通機関の乗降履歴など)
- (8.0) (ス) インターネットウェブサイトの閲覧履歴
- (19.6) (セ) 商品の購入履歴 (スーパーマーケット, デパート, オンラインショッピングなど)
- (0.2) その他 ()
- (18.1) (ソ) 特にない
- (2.2) わからない

(M.T.=387.8)

Q3【回答票3】あなたは、具体的にどのような情報が、資料2でご説明した「個人情報」に当たると
思いますか。例としてお示したこの中から、あなたが「その情報のみ」で「個人情報」に当たる
と思うものをいくつでもあげてください。なお、(ウ)から(セ)には、あなたの氏名は含まれて
いません。(M.A.)

- (77.6) (ア) 氏名, 住所, 生年月日, 性別のみが揃ったデータ
- (38.2) (イ) 氏名のみ
- (50.5) (ウ) 顔情報 (顔の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの) のみ
- (52.5) (エ) 指紋情報 (指紋の特徴値をコンピュータ処理できるようにデジタル化したもの) のみ
- (49.5) (オ) 遺伝子型情報 (いわゆるDNA) のみ
- (64.5) (カ) 公的機関発行番号 (免許証番号, 旅券番号, 基礎年金番号など) のみ
- (48.8) (キ) 本人確認をして取得したメールアドレス (個人が契約する携帯電話, プロバイダが割り
当てるもの) のみ
- (56.6) (ク) 携帯電話番号 (個人が契約するもの) のみ
- (58.0) (ケ) クレジットカード番号のみ
- (46.1) (コ) 本人確認をして発行されるサービスID (インターネットサイトの利用者管理ID,
オンラインゲーム会員番号, SNS及びポイントカードに関して付されるIDなど) のみ
- (40.2) (サ) 情報通信端末ID (携帯電話やタブレット端末などの機器に付されたID, MAC
アドレスなど) のみ
- (32.1) (シ) 移動履歴 (GPSを用いた位置情報, カーナビの履歴, 公共交通機関の乗降履歴など) のみ
- (30.5) (ス) インターネットウェブサイトの閲覧履歴のみ
- (34.3) (セ) 商品の購入履歴 (スーパーマーケット, デパート, オンラインショッピングなど) のみ
- (0.1) その他 ()
- (3.7) (ソ) 特にない
- (4.6) わからない

(M.T.=687.6)

3. 慎重な取り扱いが必要な個人情報の範囲

【資料3】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。

【資料3】

改正後の個人情報保護法では、個人情報の中でも、本人にとって不当な差別や偏見などの不利益が生じないように、特に慎重に取り扱うべき個人情報を「要配慮個人情報」として規定しています。

事業者が「要配慮個人情報」を取得する場合や、それを他の事業者に提供しようとする場合には、本人の同意が必要となります。

どのような個人情報が「要配慮個人情報」となるかについては、今後、国において検討し、政令で定めることとしています。

Q4【回答票4】あなたは、具体的にどのような情報が「要配慮個人情報」に含まれるべきだと思いますか。例としてお示ししたこの中から、**いくつでも**あげてください。(M.A.)

- (55.9) (ア) 病歴 (病気になった事実)
- (55.2) (イ) 犯罪の経歴 (いわゆる前科)
- (48.4) (ウ) 犯罪被害にあった事実
- (39.5) (エ) 過去の非行事実 (14歳に満たないで法律に触れる行為をしたこと)
- (20.2) (オ) 労働組合への加入の事実
- (64.2) (カ) 収入記録 (年間収入額) , 信用情報 (クレジットカード発行時やローンを組む時に企業が判断材料とする個人情報)
- (45.4) (キ) 遺伝に関する情報 (例えば、顔かたちが似ている、ある病気にかかりやすいなど、生物学的な特徴が親から子どもに伝わるという情報)
- (47.6) (ク) 医療に関する情報 (血液検査の結果、投薬歴など医療機関で得られる情報)
- (36.2) (ケ) 健康に関する情報 (身長、体重、血圧、脈拍、体温などのように、ご家庭 (医療機関以外) で測定可能な情報)
- (0.2) その他 ()
- (6.5) (コ) 特にない
- (6.2) わからない

(M.T.=425.3)

4. 規制対象の名簿類の範囲

【資料4】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。

【資料4】

改正後の個人情報保護法では、名簿類のうち、利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが高いものを法律の規制対象から除外することとしており、その具体的な内容については、今後、国において検討し、政令で定めることとしています。

規制の対象から除外された名簿類については、それを事業活動に利用している事業者において、安全管理のための措置や本人からの開示、訂正、利用停止等の請求への対応など、個人情報を保護するための一定の義務を守る必要がなくなります。

Q5【回答票5】あなたは、個人情報保護法の規制対象から除外してもよい名簿類としてどのようなものが該当すると思いますか。例としてお示ししたこの中から、**いくつでも**あげてください。(M.A.)

- (55.5) (ア) 市販されている電話帳
- (50.8) (イ) 市販されている住宅地図
- (27.8) (ウ) 市販されている職員録や企業役員名簿（その他職業に関連した市販の名簿を含む）
- (24.0) (エ) インターネット上で公開されている名簿
- (24.1) (オ) 同窓会名簿
- (23.2) (カ) 自治会名簿
- (21.0) (キ) クラス名簿（その他学校関係の生徒・保護者に関する名簿を含む）
- (-) その他（)
- (17.9) (ク) 特にない
- (6.0) わからない (M.T.=250.1)

5. 国・政府への要望

Q6【回答票6】あなたは、個人情報の保護と適正な利活用に関して、国・政府が今後どのようなことに力を入れてほしいと思いますか。この中から**いくつでも**あげてください。(M.A.)

- (39.9) (ア) 国民や民間事業者が制度への理解を深めるための広報活動を充実する
- (54.4) (イ) 個人情報に関する相談窓口や苦情処理体制を充実する
- (51.0) (ウ) 個人情報の利活用の範囲やその運用についての透明性を確保する
- (28.5) (エ) 国境を越えた情報流通の拡大を踏まえ、個人情報についての国際ルールの整備に積極的に取り組む
- (51.8) (オ) 民間事業者が適正に個人情報を取り扱うように法令順守に関する指導を強化する
- (40.8) (カ) 民間事業者を監督する個人情報保護委員会の体制を強化する
- (0.9) その他（)
- (7.9) (キ) 特にない
- (6.6) わからない (M.T.=281.8)